

XNet 会則

(名 称)

第1条 本クラブはXNet（クロスネット）と称する。

(目 的)

第2条 本クラブはバドミントン技術の向上及び会員の健康増進をはかり、あわせてスポーツを通じ会員相互の親睦を育む事を目的とする。

(事務局)

第3条 本クラブの事務局をクラブ代表宅に置く。

(役 員)

第4条 本クラブに次の役員を置く。

代表 1名

副代表 1名（必要に応じ、代表が選出するものとする）

(役員任期)

第5条 本クラブの役員任期は年度制とし（4月1日～3月31日）、2年とする。ただし再任は防げないものとする。任期中に役員の変更が生じたときは、任期は前任者より引き継ぐものとする。

(会員の資格)

第6条 本クラブの会員はクラブの目的に賛同し、本会則を遵守できる者とする。

ただし、下記事項に関わる者は入会できない。

- (1) 暴力団構成員ならびに暴力団と関係があると認められる者、刺青のある者。
- (2) 過去に前科のある者。
- (3) 他のプレーヤーに迷惑を与えると予想される者。
- (4) その他、本クラブの会員としてふさわしくないと判断される者。

入会后、上記事項に抵触することが判明した場合は入会を取り消しとする。

(会員の構成)

第7条 本クラブの会員はグループラインのメンバーで構成する。

(入会金、会費、料金等)

第8条 入会金等は以下によるものとする。

- (1) 入会金および会費は不要とする。
- (2) 本クラブにおける、開催行事の経費については、参加者負担とする。

(入会の手続き)

第9条 会員として入会しようとする者は予め代表に申し出るものとする。

(入会の許否)

第10条 入会の許否は役員が決定する。本クラブの会員としてふさわしい者のみ入会を認める。

(除名)

第11条 本クラブは会員が次の各号のひとつに該当する場合、会員資格の一時停止または除名する。

- (1) 退会または死亡したとき
- (2) 本クラブの会則に違反もしくは他の会員の迷惑となる行為をしたとき。
- (3) 本クラブの名誉もしくは信用を傷つけまたは秩序を乱したとき。

(退会)

第12条 会員が本クラブを退会する時は、代表に報告するものとする。

(規定のない事項についての処理)

第13条 本クラブの会則に無い事項については、社会の常識に基づき、役員が決定するものとする。

(スポーツ保険等の加入)

第14条 会員はクラブの行事中に起こるケガ等に備え、スポーツ保険や傷害保険等に加入するものとする。なお、活動中に起きた怪我等については当事者間で解決するものとする。

(ビジターの練習参加)

第15条 本クラブの活動に本クラブ員以外の者(ビジター)が参加を希望する場合は、代表の許可を得、かつスポーツ傷害保険等に加入している者に限り参加を認める。なお、活動中に起きた怪我等については当事者間で解決するものとする。

(会則の変更)

第16条 本クラブの会則は、役員が必要と認めたときは変更することができる。

2020年 10月 11日制定

2020年 12月 15日改訂(第4条副代表の選出)